

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 四百五十九台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 六十台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 三百六十六平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 七十六立方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - (1) 開店時刻 午前六時三十分
      - (2) 閉店時刻 午後九時
    - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時から午後九時三十分まで
    - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (1) 数 八箇所
      - (2) 位置 届出の図面のとおり
    - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで（一部にあつては、午前六時から午前六時三十分まで）
  - 三 届出年月日  
平成二十八年二月二十六日
  - 四 縦覧場所  
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等  
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」

という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期、方法等を次のとおり定めた。  
平成二十八年三月二十八日

山梨県知事 後 藤 齋

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から三十一日までの日及び一月三日を除く。第六において「県の休日以外の日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。
- 2 別途請求者の申請方法  
別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては、総合評定値請求書に限る。）
- 2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求める次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類(2)から(14)までについては、該当する場合に限る。(

(1) 審査手数料収入証紙貼付書

(2) 審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

(3) 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書

(4) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

(5) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(6) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書(退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。)

(7) 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

(8) 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

(9) 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

(10) 当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

(11) 審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況一覧表

(12) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書の写し

(13) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書の写し

(14) 審査対象事業年度の消費税納税証明書(その一)  
別途請求者の提出書類  
審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類  
1 同時申請者等の提示書類(二)、(四)及び(六)から(五)までについては該当する場合に限る。

(一) 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本  
法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面(建設業許可に係る各種変更届)の副本(同条第二項に規定する書類を除く。)

(三) 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類(決算終了後の変更届出書)の副本

(四) 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

(五) 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(経営規模等評価の申請のみをしよとする場合に限る。)

(六) 前回の経営規模等評価申請書の副本

(七) 審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え

(八) 審査対象事業年度の消費税の確定申告書控え

(九) 審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

(十) 工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ことの工事(以下「審査対象業種工事」という。)に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

(十一) 審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録

(十二) 審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

(十三) 審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

(十四) 審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え

(十五) 審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

(十六) 年金事務所のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

(十七) 退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則(審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。)

(十八) 技術職員の健康保険証の写し

(十九) 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し  
(二十) 基幹技能者講習修了証の写し  
(二十一) 公認会計士等の合格証  
(二十二) 前回の建設機械保有状況一覧表の副本、建設機械保有状況一覧表に係る売買契約書の写し、特定自主検査記録表の写し、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し及びカタログの写し  
(二十三) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書  
(二十四) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

一般社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十三番七号 電話〇五五 三三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づき経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書  
2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値請求書の写し  
3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類  
第六 その他  
一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の第三項の規定により、県の休日以外の日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五 一三三三 一八四三）に問い合わせること。

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会規則第二号

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則等の一部を改正する規則（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則の一部改正）

第一条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け等の取扱いに関する規則（昭和四十一年山梨県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

殿

山梨県公安委員会 印

不許可処分  
 猟銃用火薬類の譲渡(受)、消費 通知書  
 許可の取消し

第17条 不許可  
 火薬類取締法 の規定に基づき、次のとおり を  
 第25条 許可の取消し

決定したので通知します。

許可取消	被処分者	住所	
		氏名	
	許可証の番号		第 号
	年 月 日		年 月 日
	理由		

- この処分について不服があるときは、当公安委員会に対しこの通知書の交付の日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。
- 交付を受けている許可証は、速やかに返納してください。

(山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規則に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則(平成十九年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中 「梨公委(少事)発第 号 を「梨公委( )発第 号」に改める。

第五号様式中 「梨公委(少事)発第 号 を「梨公委( )発第 号」に改める。

第六号「行政不服審査法(昭和三十七年法律第一六〇号)第六条の規定により」を削り、「六〇日」を「三月」に、「不服の申し立て」を「審査請求」に改める。

(山梨県警察放置車両確認事務の委託手続等に関する規則の一部改正)

**第三条** 山梨県警察放置車両確認事務の委託手続等に関する規則(平成十七年山梨県公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中 「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第七号様式及び第八号様式中 「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第十号様式、第十三号様式及び第十六号様式中 「第119条の3第1項第3号」を「第119条の2第1項第3号」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十八号様式中 「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、差納処分及び延滞金に関する規則の一部改正)

**第四条** 山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、差納処分及び延滞金に関する規則(平成十八年山梨県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第九号様式中 「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

**第五条** 山梨県特例施設占有者の指定等に関する規則(平成十九年山梨県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二号様式、第七号様式及び第八号様式中 「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則の一部改正)

**第六条** 山梨県警察免許関係事務及び講習業務の委託に係る資格認定に関する規則(平成二十三年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第八号様式及び第九号様式中 「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「問い合わせ先」を「問合せ先」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。